

報道関係者 各位

平成 30 年 1 月 26 日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 石毛 雅之
企画法令第二係長 宗得 貴之
(代表電話) 03(5253)1111
(内線) 3336, 3337

平成 30 年度の年金額改定についてお知らせします ～年金額は昨年度から据え置き～

総務省から、本日（1月26日）、「平成29年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。

○ 平成 30 年度の新規裁定者（67 歳以下の方）の年金額の例

	平成 30 年度（月額）
国民年金 (老齢基礎年金（満額）：1人分)	64,941 円
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,277 円

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額の改定については、法律上、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともにスライドなしとすることが規定されています。

平成 30 年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス（▲0.4%）で物価変動率がプラス（0.5%）となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされます（マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は繰り越されることとなります（参考 2 参照））。

■ 参考 1：平成 30 年度の参考指標

- ・ 物価変動率 . . . 0.5%
- ・ 名目手取り賃金変動率^{※1} . . . ▲0.4%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率^{※2} . . . ▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率（▲0.2%）を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率（▲0.4%）

$$= \text{物価変動率 (0.5\%)} \times \text{実質賃金変動率 (▲0.7\%)} \times \text{可処分所得割合変化率 (▲0.2\%)} \\ \text{(平成 29 年の値)} \quad \text{(平成 26~28 年度の平均)} \quad \text{(平成 27 年度の値)}$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、平成30年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。この仕組みは平成16年の年金制度改革において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.3%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率 (0.0\%)} \times \text{平均余命の伸び率 (▲0.3\%)} \\ \text{(平成 26~28 年度の平均)} \quad \text{(定率)}$$

■ 参考 2：マクロ経済スライドの未調整分について

平成28年に成立した年金改革法により、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組みを導入しました。これは、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準の確保を目的とするものです。この年金額改定ルールの見直しは平成30年4月から施行され、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰越しの対象となります。

◆ マクロ経済スライドの未調整分の累計（▲0.3%）

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成 16 年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度価格水準で 16,900 円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成 28 年に成立した年金改革法により、次世代育成支援のため、平成 31 年 4 月から国民年金第 1 号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成 31 年度分より、平成 16 年度価格水準で、保険料が月額 100 円引き上がります。

実際の保険料額は、平成 16 年度価格水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

	平成 30 年度	平成 31 年度
法律に規定された保険料額 (平成 16 年度価格水準)	16,900 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,340 円 (▲150 円) <small>※ 平成 29 年度は 16,490 円</small>	16,410 円 (+70 円)

【在職老齢年金について】

平成 30 年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等については、平成 29 年度から変更ありません。

	平成 29 年度	平成 30 年度
60 歳台前半（60 歳～64 歳）の 支給停止調整開始額	28 万円	28 万円
60 歳台前半（60 歳～64 歳）の 支給停止調整変更額	46 万円	46 万円
60 歳台後半（65 歳～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額	46 万円	46 万円

■ 参考：現行の仕組み

60 歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第 11 条に規定されており、平成 29 年度の場合でいうと、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28 万円）を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（46 万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60 歳台後半と 70 歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第 46 条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（46 万円）を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止します。

支給停止調整開始額（28 万円）は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整（変更）額（46 万円）については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、平成 29 年の物価変動率 (0.5%) に基づき、0.5%の引上げとなります。

			平成 29 年度 (月額)	平成 30 年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第 1 子) 42,290 円	(第 1 子) 42,500 円 (+210 円)
			(第 2 子) 9,990 円	(第 2 子) 10,040 円 (+50 円)
			(第 3 子以降) 5,990 円	(第 3 子以降) 6,020 円 (+30 円)
②	障害者などに 対する給付 ※1	特別障害給付金	(1 級) 51,400 円	(1 級) 51,650 円 (+250 円)
			(2 級) 41,120 円	(2 級) 41,320 円 (+200 円)
		特別児童扶養手当	(1 級) 51,450 円	(1 級) 51,700 円 (+250 円)
			(2 級) 34,270 円	(2 級) 34,430 円 (+160 円)
	特別障害者手当	26,810 円	26,940 円 (+130 円)	
	障害児福祉手当	14,580 円	14,650 円 (+70 円)	
③	原子爆弾被爆者に 対する給付 ※2	健康管理手当	34,270 円	34,430 円 (+160 円)

※1 このほか、経過的福祉手当がある。

※2 このほか、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

① 母子家庭・父子家庭などに対する給付

子ども家庭局 家庭福祉課

担当(内線) 菅 (4883) 堀江(4889)
(直通電話) 03(3595)3112

② 障害者などに対する給付 (特別障害給付金)

年金局 年金課

担当(内線) 酒井、佐藤 (3337)
(直通電話) 03(3595)2864

② 障害者などに対する給付 (特別障害給付金を除く)

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

担当(内線) 斉藤 (3025) 保積 (3020)
(直通電話) 03(3595)2389

③ 原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室

担当(内線) 清水 (2315) 若松 (2318)
(直通電話) 03(3595)2207